

平成 28 年度第 2 回（152 回）

清瀬市まちづくり委員会議事要旨

日 時：平成 28 年 9 月 20 日午前 10 時から

場 所：アミュービル 6 階 講座室 1

出席者：五十嵐玲子、藤井祐介、菊谷有希子、木村敏夫、小西一午、西畑省二、
新田斉、松里征男、築瀬忍、原弘美、畑中卓純、中村京子、冨田ひろ
子、戸口静江、齊藤忠之、後藤清、小寺喜裕、小苺米清弘、加藤カツ
エ

事務局：市民協働係長、企画課主事

欠席者：朝倉勇

<配布資料>

- 1 平成 28 年度第 2 回（第 152 回）清瀬市まちづくり委員会次第
- 2 市内の文化財一覧
- 3 埋蔵文化財の取り扱いについて
- 4 史跡をあるく
- 5 清瀬市の歴史的文化財等の保存について
- 6 平成 27 年度清瀬市まちづくり基本条例の運用状況に関する調査について
- 7 平成 26、27 年中に開催した、法律・条例・要綱に定めがある委員会・
審議会等の附属機関の状況
- 8 市民活動団体等の支援状況

1 開会

2 前回の確認

委員長：前回の議事要旨が事前に配布されているが、これについて、意見はあるか。

委員：内容としてはよいが、発言した内容が前後でずれている部分がある。

そこはしっかり訂正してほしい。

<事務局 了承>

委員長：他にあるか。無いなら今回は事務局より「まちづくり基本条例の運用状況調査」について説明願う。

<事務局より「まちづくり基本条例の運用状況調査」の資料の説明>

委員長：「まちづくり基本条例の運用状況調査」に関して質問があるか。

委員：これは調査の報告ということか。

事務局：そうだ。

委員長：他に質問がないようなら、事務局から市長提言の進捗を説明する。

<事務局より市長提言の進捗を説明。>

委員長：確認だが、平成27年度提言の進捗はどうか。

事務局：今後、国や都の動きに合わせて進めていく予定である。

3 提案の審議

委員長：提案の「清瀬市の歴史的文化財等の保存について」について検討いただく。今回はまちづくり委員からの提案なので、提案者に主旨を説明してもらおう。

1、提案の題名

清瀬市の歴史的文化財等の保存について

2、提案内容

市内を散策した折、土地の開発による地形等の変わり様に清瀬市の昔の道や道標等の消失や場所の移動がみられた。そのような状況下、お寺さんやそのことに理解のある人の計らいで道標などは別の場所に移され保存されているものがあることがわかった。

しかし、それが昔何処にあったのか記録やそのものに対する表示（立札等）がなされないままの状態であることも多々見られた。それらの移設や保存をしていただいている心ある人も高齢者が殆どである。

したがって、郷土の文化遺産を後世に伝えるためにも、歴史や移設の理由を知る人が健在のうちに調査・整理し、保存の場所・方法、そして地域の人々への郷土の歴史を伝えるためにも文化財の保存対策を望みます。

それは、郷土愛の持てるまちづくりにもつながると思われまます。

「手をつなぎ、心をつぐむ、みどりの清瀬」の推進理念をもち、未来に夢を咲かせるまちづくりを進めるためにも、先人の知恵や生活を知る文化財等の保存は大事だと思ひます。

- 委員：清瀬の文化財を大切にし、それをまちづくり、まちおこしに活かせばよいと思う。郷土の文化財の保存実態を知るには小委員会を有志で立ち上げることも考えている。
- 委員長：今の委員の発言も踏まえて意見願う。
- 委員：これは提言した方がいいと思う。
- 委員：提案には賛成だが、清瀬市に文化保護条例がある。それによって守られる以外の事を言っているのか。また、条例で守られていない文化財の価値判断はまちづくり委員会で判断できるかを検討した方がいい。
- 委員：いま意見があった、保存できるかの有無は専門家に依頼するといい。まちづくり委員会としては実態を知ることが大切だと思う。
- 委員：配布資料には神輿のまつりはやっていないと書いてあるが、今は行っている。
まちづくり委員としては、「史跡をあるく」を改めて更新してもらうように依頼するのならいいと思う。資料作りは担当課に依頼し、それを行うために背中を押すことをまちづくり委員が行うのはいいと思う。
- 委員長：市に推進等をしてもらうのがよいと思う。
- 委員：担当部署に再度調査、資料の修正を依頼する事はよいと思う。
- 委員：まちづくり委員会の関わり方は、既存の組織があるので、その組織に対して見直しや、文化財の再確認の依頼をする事がよいと思う。新たに組織を立ち上げるのではなく、今ある組織の活性化をするのがよいと思う。
- 委員：文化財として登録されていないが、大切なものをこの機会に洗いなおせたらよいと思う。
- 委員：郷土博物館が提案の重要な位置にあると感じた。まちづくり委員で何かするのは難しいかもしれないが、郷土博物館に市民から依頼がきていることを伝え、動いてもらうのがいいのではないか。
- 委員長：今までの話をまとめると、市の担当部署に古い資料の修正、加入等を行ってもらえるよう、提案するという事でよいか。
- 委員：過去に今回の内容に似た提案をしたと聞いているが、その時は進捗がなかった。それで提案した。
- 委員：市で動いてもらうか、有志に動いてもらうか。まちづくり委員会では扱えない内容だと思う。どちらにしてもまちづくり委員会としては、市に対して方法を提案するのが良いと思う。
- 委員：古いものを記録し、市に紹介する。それが文化財なのかは判断してもらう。市民の目から見たものをピックアップした方がいいと思う。そのことをまちづくり委員会で提言するのがよい。
- 委員：まちづくり委員会として文化財がどのようなものかを判断したい。ま

た、市の専門分野の方に状況を聞くことも必要。

委員：状況を聞くとはどういうことか。

委員：まちづくり委員会が実態を知るには、例えば郷土博物館の学芸員の方に聞く事や、郷土の研究者に聞くことである。

委員：文化財に関して、素人判断ではできない。簡単に理解できるものではないし、1年で学べるものではない。市民が市民の目でみて、将来に残しておきたいと思うものを調べるのがいい。

委員：まちづくり委員会で文化財かどうかを判断するのではない。そこは専門家に依頼する。

委員：文化財という言葉を入れない方がいい。その言葉を入れるのと入れないのでは大きく変わってくる。

委員：郷土史の文化財の保存を提言する必要があるれば、まちづくり委員会で有志の小委員会を立ち上げて、そこで話合うことを考えている。

委員長：このまま、まちづくり委員会で話すのではなく、小委員会を作り、そこで話合ってもらい煮詰めるということだが、いかがか。

委員：市史編さん室でも資料の編さんを行っているので小委員会を作る必要はない。

委員：配布資料にある「民有施設」の意味は。

副委員：個人や自治会などで扱っていて、市などで管轄していない場所に対して、説明板などを立てる場合にどのように扱うかということである。

委員：八雲神社は自治会で管理している。

委員長：委員の方で小委員会を設置し、専門家の話を聞いたあとの動きはどのようになるのか。

委員：看板の設置も考えている。予算の事もあるので市には一緒に話してもらう事を考えている。

委員長：今までの内容をまとめると、市で推進するようにする。小委員会を立ち上げて専門機関に話を聞いて動き出す。その際、看板等を立てる。以上の案が出ている。

委員：文化財として保存する価値があるかをこちらで市に持っていっても、文化財保護条例から判断する。まちづくり委員会としては文化財を保存する市民団体の後押しするのがいいと思う。まちづくり委員会として文化財として保存してもらうように依頼するのは難しいと思う。

委員：歴史的なものだと思うと重みを感じる。しかし、市民の方は分からない。博物館などの担当部署にこの話を持っていくことは良いと思う。

委員：提案した方には回答しないといけないと思う。回答する内容は市民の側に立った回答をしてもらいたい。その中で、担当部署への働きかけをする旨を記載してほしい。

委員：文化財登録されていないものでも、歴史的に重要なものがある。看板をつけるなどの動きを回答案に盛り込んで作るのはどうか。

委員：発言の主旨がずれてきている。看板についても話したが、保存の方法について言っている。担当部署を押さないと文化財に指定されていないものが無くなってしまうのでと懸念している。回答案は保存方法に関しても踏まえてほしい。

委員：保存方法に関しては担当部署に依頼という形になると思う。まちづくり委員会では判断できない。

委員長：今日話し合った内容をまとめて回答案のたたき台を作ってくる。

次回会議 10月18日午前10時から生涯学習センター講座室2で行う。